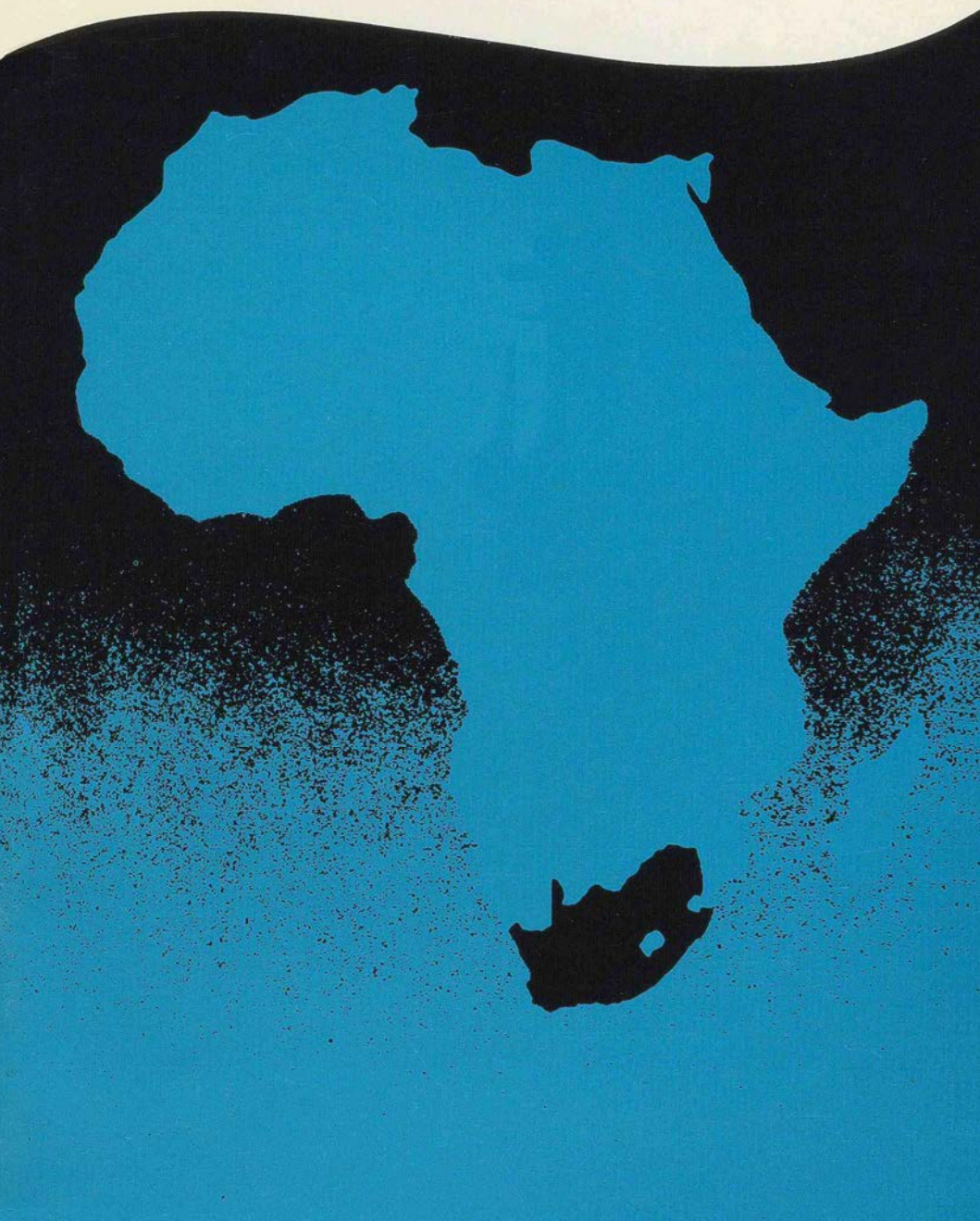




国 連

南アフリカのアパルトヘイトに苦しむ 黒人女性



南アフリカのアパルトヘイトに苦しむ 黒人女性

「私たちは今、険しい登り坂にさしかかっていることを
知っている。しかし、私たちは正義のために最後まで闘
う……」

—ウィニー・マンデラ



国 連
ニューヨーク 1981

この小冊子は、「国連婦人年世界会議」(1980年)のために作成された国連報告と、国連反アパルトヘイト・センターによって発表された研究に基づいて書かれたものである。

目 次

アパルトヘイトの実態	1 頁
居留地と地方の女性たち	3
ホームランド	4
再定住キャンプ	5
都市部のアフリカ人女性に対する失政	7
雇用を求める闘い	13
家事労働者としての女性	14
農場労働者としての女性	15
産業における女性	16
“境界産業”における女性	16
技術及び専門職と女性	17
増大する失業の影響	18
アフリカ人女性に対する社会保障の欠如	18
女性と健康	19
女性と教育	22
反アパルトヘイト闘争における女性の役割	24
労働組合と女性	24
他の女性運動と組織	26
南アフリカ女性連合	26
パス反対運動	28
シャープビル虐殺	30
黒人意識運動	31
黒人女性連合	32
ソウェト蜂起	32
クロスロードの女性たち	33
解放運動における女性の役割	34
国際行動	34

南アフリカの多くのアフリカ人女性は、社会に深く浸透したアパルトヘイト体制と戦っている。その人生は困難と疲労と貧困の繰り返しである。アフリカ人のためのやせた“ホームランド”に閉じ込められ、むさ苦しい再定住キャンプや薄汚なくゴミゴミした小屋に住み、さらにアパルトヘイトの枠組みの中で女性として二重に差別され、彼女らの日々の生活は、労働者とし、妻として、母として生きるための戦いである。彼女らの勇敢な戦いは世界中の男性も女性もあらゆる人々の畏敬的であり、支援の対象でもある。

戦いはさまざまな形をとってきた。それは、すべてのアフリカ人の行動を支配する憎むべきパス法の廃止運動から、労働組合の組織化、維持のための闘いにまで及ぶ。特にこの戦いは、アフリカ人女性の生活を支配し、ゆがめている人種主義のアパルトヘイト体制を終わらせることを目指している。というのも、わずかな賃金で家族を支えようと懸命になっている家事労働者であるか、基準以下の賃金で生活することを余儀なくされている工場労働者であるか、また能力をすり減らされてしまう人種主義的教育体制に組み込まれている若い学生であるかを問わず、アパルトヘイトが廃止されなければ、彼女たちに対する抑圧は終らず、状況は悪くなるばかりだということを、アフリカ人女性なら誰でも強く認識するようになってきたからである。

黒人女性の抑圧を理解するにはまず、アパルトヘイトの諸様相と、これを支えるメカニズムについて理解することが必要である。

【アパルトヘイトの実態】

アパルトヘイト（アフリカーンス語で分離を意味する）は、南アフリカの白人少数政権が生み出したもので、実際には32年の長きにわたって政権の座にあるその国民党の手で実施されてきた。アパルトヘイト政策への承認をとりつけるために南ア政権は莫大な費用をかけて周到に、世界的な規模で宣伝活動に乗り出している。この宣伝活動がひた隠しにしていることは、アパルトヘイトは実際には国連が人間性への犯罪として非難してきているように、制度化された人種差別と搾取の悲惨な体系だということである。

南アの黒人は国全体の人口の70%以上を占めているのに、彼らのために用意されたホームランドは、国土のわずか13.5%にしかない。しかもその居留地というのは、ほとんどが荒れて乾ききった土地で、とても黒人たちがすべてが生活できるような場所ではない。それ故に何百万人ものアフリカ人は出稼ぎ労働者としていわゆる「白人地域」に職を求めざるをえないのである。

こうして白人政権は安い労働力を確保し、労働者をその豊富な鉱物資源の採掘や、工場の必要に応じて動かすのである。労働者はひとたび契約が切れれば、その居留地に戻り、新たな仕事を待つよう要求される。年をとるなどして生産力がなくなったとみなされれば、彼らは「余計者」として永久に居留地に戻されることになる。

アフリカ人の移動は、一般的にパス法によって制限されている。16才以上のすべてのアフリカ人は、彼または彼女が、定められた地域に合法的に居住する資格を与えられていることを証明する「パス」を所持しなければならないのである。どんな警官に対しても、要求に応じてこのパスを提示できなかったり、持っているパスが無効である場合、そのアフリカ人は直ちに逮捕されてしまう。

アパルトヘイト体制全体は、国家が認めた恐怖政治によって押しつけられた抑圧的で恣意的な法律や規則を組み合わせることによって運営されている。毎年多数のアフリカ人が、夜明け前の急襲でパス法違反によって逮捕されている。都市居住を制限する出稼ぎ労働制度や多くの法律、規則によって、家族が引き裂かれている。テロ規制法や国内治安法のような法律の下に活動する大規模な治安部隊が、アパルトヘイトに反対したとの理由で何百人もの人々を何カ月もぶっ続けで独房に監禁している。多くの反対を受けながらも、アパルトヘイト体制はより強力な施策を押しつけることで維持されている。この体制の本質は、アフリカ人を国の政治や経済分野に参加させないようにし、その労働によって生み出された富を彼等に分配しないことにある。

南アのすべての人々は、人種によって分類されている。人種分類は非常に重要である。それによって人々の運命が決められてしまうからである。例えばどこでどんな風に生活するか、どんな仕事をするか、どんな教育を受けるか、どんな政治的権利を享受できるか、誰と結婚できるか、そして活動や行動の自由の範囲などである。

白人は4つの大きなグループからなる南アの中で、特権的地位を占めている。国家収益の60％は白人のもので、白人が占める国土は全体の86・5％に達する。共和国の支配組織である議会は白人だけの選挙で選出され、白人の独占物となっている。^{*}

アフリカ人用のいわゆるホームランドの他に、「カラード」(混血者)とアジア系住民(主にインド人)など他の住民集団のために、別々の集団居住地域がある。

人種的に最底辺になるのはアフリカ人で、彼らの生活のあらゆる面にわたっ

^{*}1984年9月の憲法改正によってアフリカ人を除くインド系国民、混血の人々の議회가成立したが立法権がなく、実質的には白人支配に変らない。—国連広報センター注)

て不平等が積み重ねられている。例えば1980年末に、アフリカ人はいまだに自由な義務教育を受けられない唯一の人々であった。彼らが通うことができるごくわずかの学校は、非常にレベルの低い授業をしている。都市部のアフリカ人らの住居は過密でお粗末で、たいていは水道や電気がない。アフリカ人女性にとって、早急に打開しなければならない深刻な事態は、彼女らの子供たちが必らず直面する栄養失調、病気、医療施設不足などである。それは特に居留地や再定住キャンプでひどい状況にある。アフリカ人の幼児死亡率は、白人の5倍以上といわれている。

特に女性に対するアパルトヘイトの重大な影響は、彼女らがこうむっている孤独や欠乏の中にはっきりみえる。男たちが安い労働力を構成している一方で、女性は影の部分をおさめている。彼女らは不毛の居留地に残され、子供や年寄りたちのめんどうをみている。貧乏と寂しさに駆られて多くの女性たちは町へ出、職を求め、夫を捜して家族のきずなを取り戻そうとする。しばしば“合法的な”住居が確保できずに、彼らは、手入れを受ける危険や、様々な略奪におびえながら非合法な生活をおくっている。

もっとひどい女性への抑圧は、いわゆるホームランドの中での“伝統的な”アフリカ文化を回復しようとする企てに加えられる。アフリカの伝統（例えば、人手のかかる家畜文化）は総じて、安い労働力の安定供給という白人の要求に相反するものであるため、伝統に復帰させないようにしなければ、アパルトヘイトの基本的条件と矛盾することになる、と国連の反アパルトヘイトセンターのために作成された研究は指摘している¹⁾。

〔居留地と地方の女性たち〕

アパルトヘイトは、男も女も子供も、すべてのアフリカ人を抑圧しているが、同時にその最悪の影響のひとつは、地方の生活において女性たちがかつて占めていた経済的、社会的地位の急速な崩壊である。アフリカ人らのかつての伝統的システムの中核を破壊し、女性たちを貧困と文化的な不毛のまっただ中に投げ込んだのである。

アフリカ人女性たちは、かつては村で生計をたてる役割を男たちと分けあい、その生活は共同責任の上に成り立っていた。全体の構造として、野良での働き手が確保され、また病人や孤児、老人の世話が確保されていた。

まさにその構造の土台が、アパルトヘイト法によって揺さぶられ、何百万人ものアフリカ人女性が離れ離れの居留地に追いやられ、男たちは土地を離れ、

契約労働を強制されたのである。しかしながら、伝統的社会の基盤を壊す一方で南ア政府は、もはや事実上存在しなくなったに等しい村落経済とぬき難く結びついている。結納金といったような若干の習慣については、適当に放置している。

《ホームランド》

総人口 2,694 万 6,000 人の南アのアフリカ人の内、1,936 万 9,500 人のために用意された 9 カ所の地域は、国土のわずか 13・5 % でしかない*。これらの地域には水や肥沃な土地はほとんどなく、都市部や主要港、大きな鉱山や産業、基本的サービスを提供する社会施設もない。こうしてアフリカ人の男たちは、居留地を遠く離れ、低賃金の“契約”労働者として職を捜す羽目におちいる。夫たちについていくことが許されず、女たちは、連作でやせた土地からできるだけ収穫を得、子供らの面倒をみるために後に残ることになる。

様々な研究によって、居留地で女性の占める比率の高さが明かにされている。それらの研究によって同様に、何百万人という女性や老人、子供たちにとって、居留地は生活をなりたたせることが不可能な地域であることが明らかにされている。慢性的にやせた土地のために、農業生産は何年にもわたって停滞し、悪化してきた。その結果、いわゆるホームランドで生存するためには食糧は外からもちこまねばならないのである。

経済的困窮はさておき、移動労働システムの下でのアパルトヘイトの最も悲惨な局面のひとつとして、数十万家族の別離の問題があげられる。夫や父たちが離れて暮すことを余儀なくされ、絶望と貧困の中で、一人で子供たちを育てることを余儀なくされた女性たちは、猛烈な情緒的苦悩を強いられる。男たちは何カ月も家を離れて働き、よくて年に数週間戻れるが、しばしば何年間も家族に会えないのである。その間に気持の行違いが生じることは避けられず、アフリカ人の家庭生活崩壊につながっている。

居留地に住む女性たちの状態について、研究家のフィリス・ヌタンタラ (Phyllis Ntantala) は次のように記している。

これは 20 歳台で早くも未亡人になってしまった何千人もの若い女性たちの悲劇の物語である。例えば、母親になったことのない若い妻たちや、次々に子供らを埋葬し、ついには最愛の夫までも埋葬することになるこの女性たちの人生は一編の長い悲歌である。男でも女でも、彼らにとって大人になることは人生

* 1977 年中央政府推計人口。

の終わりを意味する。それは孤独であり、悲しみであり、涙であり、死である。彼女たちには現在さえないのであるからまして未来があるはずがない²⁾。

このような悲劇の責任は夫たちにあるのではなく、アパルトヘイトによってもたらされた社会状況にあるのだということを、多くの女性たちは理解している。ケープタウンで“非法的に”夫と共に住んでいる女性が言っているように彼の働くところがケープタウンであろうと、他のどこであろうと、「結婚したら彼の働いている場所で一緒にいるのが当然というのが私の信念です。ここで非難されるべきなのは、私たちを別れ別れにさせている法なのである」³⁾。

《再定住キャンプ》

アパルトヘイトを強化するための南ア政府の最も悪辣な政策のひとつによって、地域社会をつくっていた共同体全体や個々の家族（その大部分は女性や子供）は“流民”の烙印を押され、居留区の遠隔地にある再定住キャンプに送られている。共同体が根こそぎ追いたてをくうと、生き残るために男たちが白人居住地域に職を求めるため、そうでなくても少なくなっている男の人口は一層減少する。

政府は、公式に「白人地域」と宣言された地域や、白人所有の農場や白人の町に近すぎると思われる地域から、いわゆる“ブラック・スポット”と呼ばれるアフリカ人所有の土地を一掃するため、この種の強制移住を実行する。移住はまた、白人の都市地域のアフリカ居住者数を減らすことを目指す都市流入規制法の下でも行われる。「生産的でない」と認められた人々もまた去らねばならないのである。

1979年7月8日付のヨハネスブルグ・サンデーポスト紙に引用された数字によると、この移住政策は2百万人以上のアフリカ人を対象とし、その数は増え続けているという。再定住キャンプは結局、4百万人近くを収容するだろうとみられている。

ミラ・ヌコシ (Myra Nkosi) と生後3日の幼児を含む彼女の10人の家族がクワズル地区のノンドウェニ (Nondweni) 再定住キャンプへ移住する話は、強制移住に際してアフリカ人女性が体験した恐怖と当惑をよく物語っている。1980年11月23日付ニューヨーク・タイムズ紙に転載された記事はその間の事情を以下のように伝えている。

「ヌコシ家は、26年間住み慣れたブリハイド (Vhyheid) 近郊の炭鉱わきの居住地から連れ出された時、どこに連れていかれるのかさえ知らされず、ほんのわずかな身のまわりのものだけを持ってここにやってきた。

女主人であるミラ・ヌコシの話では、移住命令書は全く見せられなかったという。彼女の義理の息子のうち2人が、まだ炭鉱で働いているが、彼女の夫が最近死んだため、一家は居住権を奪われ、移住させられたかもしれない、と彼女は気づかう。家族の1人のサミュエル・ムブブ (Samuel Mvubu) は、一家が移住した時、交代勤務についていた。このため、義理の姉妹のフロレンス (Florence) のヌコシが一家の居場所を知らせにブリハイドまで戻らねばならなかった。

記事によると、ヌコシ家のさし迫った問題は、学校に通っていた2人の子供が、ちょうど終了する学年の単位をとるための試験を受けに、ブリハイドに戻らねばならないことである。またこの一家は、残してこざるをえなかった世帯道具を取ってこなければならない。

「個人のトラックでそれらを運ぶとすると、100ドル以上の金がかかります」。

これらの差し迫った問題と苦闘するばかりでなく、ヌコシ家も、他の移住させられた家族たちも、キャンプの日常生活の特性である絶望と貧困に対処せねばならない。即ち衛生施設や水の不足、そして腸チフスの脅威などである。

1979年7月8日付のヨハネスブルグ・サンデーポスト紙は、ナタール (Natal)、東ケープ両州にあるこのような十カ所の再定住キャンプの調査報告を掲載した。それによるとその意志に反してこれらの地域に閉じ込められている人々の間に栄養失調、病気、失業、一般的な無力感が拡まっていることがわかった。

そのうち典型的な定住地のひとつはサダ (Sada) である。ここは1976年に設立された、シスカイ (Ciskei) では最初の再定住キャンプで、この地域に閉じ込められた人々約3万人の“住居”になっていた。あふれた人々は、「涙の村」とあだ名がついている近くの泥んこの村に住んでいる。

「約1万人の人口を抱え、(その村には)13の個人所有のトイレがあったが、残りの人々のはかん木の中ですまされなければならない。村には水道の栓がひとつもなく、人々は水をもらいに隣りのサダまで行かねばならない。この地域では腸チフスが猛威をふるっている」。

これらの再定住キャンプの居住者は、栄養失調や胃炎のような病気で子供が死ぬために、幼児死亡率が異常に高いことを語っている。土地はやせていて、一部地域は農耕用の指定をはずされている。毎日の食事は極度に貧しく、職にありつけるのは一部の人でしかない。記事によると、サダに住んでいる約3万人のうち、400人(ほとんど女性)が工場に雇われており、さらに400人が不定期に働いている。

居住者、特に女性たちが闘わねばならない状況は、一、二の再定住地域に限られるものではない。その記事が述べている10地域すべてにおいて、それが常態なのである。

このような状況については、例えばヌコシ家の窮状を描写した1980年11月23日付ニューヨーク・タイムズ紙の記事のように、最近多くの記事の中で繰り返して述べられている。即ちノンドウェニ（Nondweni）キャンプは「4,000人から5,000人が住み、かつて白人の農場の一部であった広大な、しかしやせた牧草地に」4年ほど前に設立された。ヌコシ家のように新たに到着した人々は、「トタンの町」といわれ、ものすごい暑さに苦しめられるトタンがけの小屋に押し込められる。同じ記事に以下のように描かれている。

「水道はもう2週間以上壊れたままで、水を運びこむトラックは一台もない、と住民たちはいう。そのうえ、泥んこの入江を掘って水を汲み出してはいけない、と警告されてきた。ではどこか他へ行けるのか、と彼らは尋ねる。よくあることだが、先週は少なくとも6人の腸チフス患者が出た。ノンドウェニは多発地帯の一つで、ヌクツ（Nqutu）から悪路を10マイルほど入った所にある病院の540床のベッドは常に満員である」

プレトリアのピーター・G・クーンホフ協力・開発相は強制移住は中止したとのべていると、その記事は伝えている。しかし同じ記事が「規則は依然として生きており、役人たちは彼らを強要し、毎週新たに人々がトタン板の町に入ってきている」と付け加えている。

南アの内外で表明される怒りの声は、再定住策に何の変化ももたらしてはいない。一方、ミラ・ヌコシはブリハイドでの26年の生活の後に突然訪れた変化に対する説明を求めて、こう強く主張している。「私はあそこで白人と争ったことは一度もなかったのに」と。

〔都市部のアフリカ人女性に対する失策〕

都市部に居住する許可は、原則としてアフリカ人男性に認められる。ただしそれは工場部門で(期限付きの契約の下で)彼らの労働力が必要とされている限りにおいてである。そうでなければ、特別の許可がない限り、アフリカ人は都市や町に72時間以上は滞在できないことが法律で決まっている。

多くの女性たちは、貧しく荒れ果てた居留地で自分自身や家族を養うことができないため、都市に移住して、夫や子供と一緒に、契約労働者として働くことを求める。「指定地域」* や他の都市地域に彼女たちを入り込ませない

ようにし、あるいは追い払うことにあらゆる努力が傾注されている。ある著名な社会学者は、1968年に政権が抱く恐怖心を次のように指摘した。女性に都市での居住を許すならば、やがてアフリカ人の都市人口が増大し、彼らはやがて今は与えられていない永住権や、その他の諸権利を要求するようになるだろう⁴⁾。

こうして、都市部での女性の移動を規制する複雑な法律や規制が末端で恣意的に適用されるので、ごく一部のアフリカ人女性しか都市の定住者とはみなされない。残りの人々は、彼女たちが生まれた地域か、一度も見たことのない地域に“送還”されるか、再定住キャンプに移住させられる可能性に直面している。1970年以来、都市部から追われた約300万人のアフリカ人の大部分は女性である。以下に引用する二つの事例は、アパルトヘイト下で犠牲となった女性の例である。

身体障害者である工場労働者と結婚しているムシニ (Msini) 夫人は、夫と“不法に”一緒に生活しているとして逮捕され、30ランド**の罰金とその地域からの“追放”を言い渡された。その時、子供は4歳であった。ムシニ夫人は、生まれ故郷のドルドレヒト (Dordrecht) を去った時、そこに住む権利をなく奪われていたから、故郷に戻ることはできなかった。こうして彼女は南ア国内のどこにも、合法的に住む権利がないことになった。結局、彼女はドルドレヒトに住む仮許可をもらえたが、それは、彼女と子供が夫と離れて生活しなければならぬことを意味した⁵⁾。

ヌドロブ (Ndlovu) 夫人はヨハネスブルグ生まれで、そこに居住資格があった。彼女の夫は、仕事を続けている限りではあるが、ヨハネスブルグ郊外のアレキサンドラ (Alexandra) 区の“単身者”用宿舎に居住資格を与えられている。ヌドロブ夫人は夫と一緒に生活するため、ヨハネスブルグを離れることは許可されていない。彼らはお互い数マイル以内の場所に合法的に住みながら、離れて生活しなければならないのである⁶⁾。

都市部に居住資格のあるアフリカ人たちの分類は、1945年のバンツ (都市部) 統合法 (Bantu Consolidation Act) の10項(1)に書かれており、この法は1964年にバンツ法修正法で修正されている。都市居住者が充たすべき条件は、

* 指定地域というのは“白人”用と指定されているが、そこには、必要な許可をとって、多数のアフリカ人たちが住み、働いている。

** 1 ランドは約 330 円。

無数の細目からなり、時に女性に対してはなおさらである。それぞれの範ちゅうの永住権の程度を示す第10項④に含まれる細目は次のとおりである。

10項(1)(a)は生まれてからずっと都市部に住んでいる人に適用されている。しかし母親が働いている間、子供が居留地の親類のもとに送られた場合、その子供は(a)の資格を失う。

10項(1)(b)は、10年間続けて同一の雇用主の下で働くか、15年以上、継続して合法的にその地域に住んでいる人で、しかもそこに住み続け、その地域外で雇用されていない人に適用される。刑務所に6カ月以上収監されると、この資格をそう失する。

10項(1)(c)は、(a)又は(b)の資格を持つ男の妻や18歳未満の未婚の娘や息子で、合法的にその地域に入り、夫や父と“通常一緒に住んでいる”人々に適用される。都市流入規制法によって、合法的に同居するために、外の地域から妻や子供を連れて入ることは極めて難しい。それに加えて、“通常住んでいる”という一句は、妻がその合法的な夫とともに、夫婦者に適していると思われる住居に住んでいることを示している。もし夫がホステルか、雇用主の敷地内にある法的に認められた小屋に住んでいる場合、妻は(c)の資格を主張できない。

女性に課せられる制限は、都市地域法やそれによる多数の規制からなる集合体なので、女性たちの都市部の住居は非常に不安定なものである。女性は、夫が彼女を離縁したり、見捨てたり、死亡したりしない限り、そして彼女が職を失なって“なまけ者”と分類されない限り、合法性を維持できる。

10項(1)(a)や(b)の資格を持てる女性ごく少数である。都市部に生まれた女性たちの多くは、特に女性に対する雇用機会が男性よりはるかに制限されているため、無資格の時期を過ごさねばならない。時折、未成年者の唯一の扶養者である女性が「一家の稼ぎ手としての特権」を与えられるが、子供たちが居住権を獲得することがないように、彼女たちは彼らを居留地に残してこなければならない。この特権はいつはく奪されるかわからないのである⁷⁾。

都市や町に非合法に入り込んでいる貧しい女性労働者の中で、何年もの間何事もなく住んでいる女性でも、発見されるや否や、放逐されてしまう。居住資格のあるアフリカ人男性と結婚しても、何年間結婚生活を送っていようと、彼女の地位が合法化されることにはならない。実際、結婚は逆の効果をもたらす。父親の下で資格を与えられていた女性は、もし不法滞在の男性と結婚すれば、その合法的地位を失うことになる。もしある女性が自分自身の権利で居住資格をもち、同じように資格を持つ男性との結婚を望む場合でも、彼が都市部の同

じ行政区画の出身者でなければ、その結婚は禁止される場合もある。もし彼女が結婚してしまい、夫のもとに行けば、彼女は(c)に基づく新たな資格を必然的に保持できず、10項(1)(a)や(b)の下に得ていた資格も失うことになる。

政府が個々人について、非常に広範な理由で「労働意欲がない」と認定する権限を持っていることにより、多くの人々が居住資格をはく奪される素地ができています。その理由として、労働事務所から提供された仕事を、相手が“もっともだ”と思う理由なく断わった場合や、6カ月以内に二つ以上の職場から最初の1カ月以内に解雇されるか、1年以内に三つ以上の職を解雇された場合が含まれる。「労働意欲がない」と認定された人々は、都市部に居住する権利があることを自分で証明する法的責任があるので、役人たちは広い範囲で法を適用できる。こうしてアフリカ人の特に女性が、都市部で持っている最後のとりでを侵害できるのである。

合法であろうと非合法であろうと、アフリカ人用の都市住宅の慢性的不足によって、都市部に住むアフリカ人女性の危険は、一層差し迫ったものになっている。たとえあるアフリカ人女性が都市部で家族と同居する“資格”を得たとしても、住宅がほとんどみつからないため同居できないということは、もう一つの人生の皮肉である。

1977年までに、家族用住宅の空きを待つ人々は約20万組に達した⁸⁾。同時に政府は、“単身者の”移住労働者用のホステルを建設中であると云いたてている。その上、永年にわたり多くのアフリカ人たちは家を購入する許可をえられず、借りるだけであって、しかも様々な規制によって、多くの人々が賃貸住宅に申し込むことさえ制限されているのである。

賃貸住宅の割り当ては、アフリカ人たちが充たさねばならない様々な条件の泥沼ばかりでなく、提出しなければならないぼう大な書類の、泥沼に沈んでいる。これらすべての必要事項が満たされても、実際に割り当てを受けるまでには4～5年か、多分それ以上待たねばならない。その間、彼らは又もやしかるべき許可をとった上で他人の住宅で間借り人として生活しなければならないであろう。そして部屋を貸す人々は間借り人を取って暮らすことの許可を受けねばならない。過密な環境は、日常生活に新たな緊張をもたらすことになる。

住宅が割り合てられても、必ずしも家族と一緒に生活することにはならない。例えば両親が住宅申し込みをした時、子供たちが学校を欠席していれば、子供たちの名は住宅許可には含まれないのである。子供たちは田舎で親類たち

と共に生活することになるであろう。住宅が一度割り合てられると、子供たちと一緒に住むための許可は、なかなかおりないのである。

政府は1978年12月、様々な条件を充たしているアフリカ人たちが、99年間の住宅賃借権を行使したり、家建て、借地計画の下にそれを所有したりできる計画を発表した。アフリカ人の住宅不足の大きさや、家族用住宅の空きを待つ人々の長大なリスト、そして低所得のアフリカ人にとって法外な建築費用などを考えると、この発表は現実にはほとんど何の意味も持たない。1979年8月までに、ソウェトでわずか7件の賃借権が登録されただけであり、デューベ(Dube)とオルランド(Orland)のわずかに二つの郡で、また新たな家を建てるために可能な敷地の測量が行われたにすぎない。「標準的な」住宅を建てる費用は3,500ランドと見積もられ、一方測量や賃借その他の費用を加えると、総額5,200ランド⁹⁾をはるかに超える。それは住居を求めて絶望的になっているアフリカ人たちには、全く手の届かない額である。

アフリカ人女性たちはまた、事実上この新たな計画から除外されている。通常の結婚をしている女性たちは、財産を所有するための契約能力も権利も持っていないし、それ故に申請することも禁じられている。結婚して共有財産の権利を持っている女性たちにとってそれが、現実には可能だとしてもこの新たな規制自体が住宅賃借権を得ることを彼女たちに禁じている。こうして独身時代の契約に従って結婚した女性たちの場合のみ、申請が可能となる。しかしながら多くの住宅金融共済組合は、アフリカ人女性に金を貸す気はないということを、既に公言しているとの報道がある。

女性とは原則として都市部に住む資格がないから、離婚したり、見捨てられたり、夫と死別した女性たちが、賃借住宅を割り当てられる見込みは、うすい。これらの女性たちは、独力で都市部に居住する資格を得るのでない限りは、一般的に家のない存在だということを思い知らされるのである。たとえその女性に養わねばならない子供があり、家賃を払うことができるとしても、これが現実である。母親と同居している成人した息子は、その賃借権を引き継ぐことが許される。もしそうでなければその家族は滞在許可をもらって貸間を捜すか、又は主として下級役人の胸先三寸で、居留地へ追い払われることになるかもしれない。

離婚した女性は、本来彼女自身の権利として居住権をもち、家賃支払能力があったとしても、それでもさらにいくつものハードルを越えないことには、「権利の保証」を取り上げられる運命にある。離婚訴訟で無罪とされ、子供の

養育権を認められ、かつ前夫が家を出ることに同意している場合に限り、そこに住み続ける許可を得られる可能性がある。前夫が直ちに再婚すれば、その男は新妻とその家に留まることを選択することもできる。

家族用住宅への入居資格のない女性たちは、既に過密な住宅で、登録した間借り人として生活するか、女性用の単身者宿舎に住むかのいずれかである。もっともそれが可能であれば、のことであるが。

ソウェトにあるこの種のホステルの状況を表現して、1976年のロンドンの会議に提出した報告書の中で、ジョイス・シカカネ (Joyce Sikakane) は「独身の女性居住者は、……ほとんどが召使いか、工場労働者か、事務員である」と述べている。主にホームランドからやってきているが、中には労働年齢に達し、もはや両親と同居する資格のない若い女性たちのように、ソウェトの住宅制度からの“はみ出し者”も含まれている。未亡人も離婚した女性も、孤児も未婚の母も同様に、有刺鉄線で囲まれたこれらの住居に住み続けるのである。男性用及び女性用のこれらの単身者用宿舎は、人間らしい生活を送る権利を否定された“人たちのための物置小屋である”とその報告書は結論づけている。

宿舎の間借り人であろうと住人であろうと、女性は自分の子供たちを手許におくことはできない。都市部に留まる資格のある子供たちは都市にしばらく住んだのちに、居留地に送り返され、揚句の果てに居住権も失わねばならない。都市部に不法に住み、子供たちと一緒に生活しているアフリカ人女性たちは、常に発覚の恐れと背中合わせに生きている。子供たちは、必要な“ピンク・カード”をもつ場合のみ、学校に行ける。このカードは、居住許可証に子供の名が記載されている時にだけ、得られるのである。

ボロ家の集合とはいえ、まだ荒れ果てた居留地よりはましな黒人街に住む女性たちについて、南アの若い黒人詩人のジンジ・マンデラ (Zindzi Mandela) は、こう書いている。

“あたしの人生、ペニー貨一個、

たった一つが全財産

“あたしの人生、10ランド札一枚

たった一枚で小銭がどっさり” *

アパルヘイトの下でのアフリカ人女性の私生活に対する過酷な侵害の事実は、女性が都市部で夫と同居することを認められていない場合、夫を訪問するのは72時間に制限されている事実に一層明白に表われている。それより少しでも長く夫と共に過したければ、彼女はそれだけの時間について特別許可を求めねば

ならない。この許可は、例えば、彼女が子供を欲しがっているとか、特別な医療が必要であるといった理由で、認められる場合もある。

これらの規制から生じる絶望感から多くのアフリカ人女性たちは、もう一つの道を選んできた。すなわち、急襲、逮捕、罰金などの危険を犯してまで、夫とともに町の周辺に不法に住むのである。

近くの町の単身者用宿舎をとび出した男たちが、妻子と共にありあわせの材料で小さな掘立て小屋を建てるので、多くの無断借用のスラムが急速に出現した。政府は、しばしばこれらのスラムを予告なしに根こそぎ破壊した。しかしケープタウン郊外の有名なクロスロードのスラムでは、女性たちが力を合わせて、移転に反抗して立上った。彼女らの勇敢な運動によって今日までのところ、政府は彼女たちに手出しをすることができずにいる。(33頁のクロスロードの話を参照)

町にいたことには耐えられず、さりとて貧しさに打ちのめされた居留地では生きてゆけず、アフリカ人女性たちは悪循環に陥っている。彼女らのジレンマを終わらせるのは、この苦境をつくり出している抑圧制度に終止符を打つことしかない。

〔雇用を求める闘い〕

女性を賃金労働市場から締め出そうとする政府の圧力にもかかわらず、女性労働者の数は増えており、現在アフリカ人労働者3人のうち1人は女性である。

詳細に検討してみれば、アフリカ人女性大多数の仕事は未熟練または半熟練業種に限られていることがわかる。しかも男性と同じ仕事をしていても賃金や労働条件で差別を受ける。従って、当然のことながら、アフリカ人女性の平均賃金はアフリカ人男性の半分以上、白人男性のわずか8%にすぎないのである。

一般的にみて、アフリカ人女性家事労働、農場労働など労働基本法が除外している二つの職種に就いているので、最低賃金、失業手当などの社会保障の恩恵を受けられない。教育や職業訓練の機会をえられないために、南アフリカ

* ジンジ・マンデラ詩集「私は黒人」(ロサンゼルス、1978年)の「女性」から。

The Guild of Tutors Press 社の御好意で引用。

この本はマンデラ嬢の両親ネルソン及びウイニー・マンデラ(Nelson and Winnie Mandela)に捧げられている。アパルトヘイトからの南ア解放闘争の有名な指導者で、同国のロベン島刑務所で終身刑に服し、母親は今日まで17年間以上、自宅軟禁と外出禁止令の下にある。

の黒人女性たちは下働きの仕事につく他ない。特に居留地からやってきた女性にその傾向が顕著である。

《家事労働者としての女性》

著しい産業拡大の時代であった1960年代に、南アフリカの女性のサービス業従事者（主に家事労働）は30%増加した。1970年の女性労働者総数150万8,080人のうち、72万4,020人がサービス業に就いている。もっとも諸外国は全く逆の現象を経験している。すなわち産業拡大は、労働力が家事労働市場から、より賃金の高い産業界へ流れるよう作用し、家事労働者の数が減少しているのである。南アフリカでは人種上の制限があるためアフリカ人女性は特定の職にしばられており、同様の流れは起こらなかった。

家事労働の賃金は国内でも最低のひとつで、その下にくるのは農場労働者だけである。国連から出された最近の研究報告によると、イースタン・ケープ地区の家事労働者の四分の三は、週平均61時間労働して、月々30ランド以下の賃金しかもらっていない。最高でも60ランドで、それだけもらっていたのはたった1人であった。30ランドもらえるのは何年も勤めたあとのことで、初任給でこの額を受け取っていたのはわずか5人にすぎない。平均月給は22・77ランド、時給では11セントである。調査の対象となった労働者は平均5.53人の扶養家族を持っていた¹⁰⁾。

賃金は雇用主が独断で決める。どんな形にせよ家事労働者の側から賃金交渉を持ちかけることは、やっとありついた職を失うことを意味する。

「家事労働者及び雇用主プロジェクト」は、1978年、住み込み労働者が一日平均8時間、週44時間働いた場合の月給を65ランドに引き上げるよう勧告した。この賃金（時給37セント）でもまだ、極貧の基準以下であった。ヨハネスブルグの境界線のすぐ向こうにある黒人居住区ソウェトの78年度の5人家族の生活費は、ヨハネスブルグ商工会議所の推定によると、1カ月161・19ランドであった¹¹⁾。

特に住込み労働者として週日ずっと家を離れ、その間家族や子どもの世話ができない女性労働者の肉体的・精神的損失ははなはだしく大きい。こういう生活環境は、アフリカ人家事労働者の間に起こる結婚の崩壊の重大な原因となっている。

女性の住込み労働者は、母屋と別の棟に住んでいたり玄関が別々であっても、一晩たりと自分の夫を泊めることは許されない。非合法と知りつつあえてそれをしようとする者は、労働者用宿舎を巡回する警察官に逮捕されることを覚悟

しなくてはならない。夫、妻が同一地区で家事労働に従事し、かつそれぞれの雇用主が認めても、夫婦が同居することは違法である。さらにこの法律を徹底させるため、政府の声明によりいまでは、家事労働者が夫または子どもと夜をすごしたことが判明した場合は罰金が科されることになっている。

夫と妻が同一の雇用主にやとわれていても一緒に住むことはできない。例外的に空部屋がない場合に同居が許されることはあっても、別に部屋（独身者用宿舎）が空けば、どちらかが動かされる。国際労働機関（ILO）が指摘するように「このため、何百人ものアフリカ人男性、女性が、強制的に独身者用宿舎に住まわされるというきわめて愚かな現象を招いている」¹²⁾。

家事労働者たちは近年、さらに南アフリカ経済に由来する新しい悩みに直面している。男女を問わず、失業問題が深刻化してきているのである。1970年代の景気後退のため家事労働者数が減少した。女性労働者たちは、多くの場合、仕事や労働許可証を守るため、労働時間の短縮による賃金カットを認めざるを得なかった。

《農場労働者としての女性》

「金」に次いで、南アフリカの外貨獲得で第二位を占めるのが「白人」農業である。農業は鉱山業同様、アフリカ人労働者に依存するところが大きい。しかし、農場労働者は南アフリカで最低の賃金しか得ておらず、ここでもまた総数65万5,040人（1970年）の女性が、男性よりさらに少ない賃金で働いている。

かつて支配的であった小作農制度がなくなるにつれて、また、白人の農場や土地が大きくなって、機械化が進むにつれて、小農も排除されていった。そのため専従の農場労働者の需要は減り、収穫時やその他農繁期だけの季節労働者の必要性が高まった。

選択権をもつ男性は、仕事にあぶれても他の所で仕事をみつけることができる。しかし女性は仕事から切り離されたら最後、何の代わりもないのだ。多くは再定住キャンプに移らされ、これ以上下げようのないほどの低い賃金しかもらえない季節労働者の働き口をみつける。居留地出身の女性の中で、生活を支えるため白人の農場で働こうとする人の数がますます増えている。

その結果、農場での臨時の仕事はほとんど女性労働者が占め、彼女らの賃金は現金でなく現物で支給されている。女性たちの多くは自分が文盲だからこういう仕事しかできないとあきらめている。同様の運命は、学校へも行けず、細細とした仕事をさせられている彼女らの子どもたちをも待ちうけている。

《産業における女性》

過去30年間にわたる製造業内での労働力の変化を反映して、白人女性が占めていた熟練、半熟練労働に、有色人の女性たちがとって代わってきた。60年代に入って産業拡大が起これと、製造業界ではアフリカ人男性の潜在的労働力を上回って需要が拡大した。同時に白人女性は工場を離れ事務職へ移った。工場での不足分は、黒人居住区に住み、比較的“安定した”地位を持つアフリカ人が埋めた。国連の報告書によれば、アフリカ人は他の人種に比べて3対1の割合で大多数を占めているにもかかわらず、製造業に働く女性労働者総数21万4,000人のうち、黒人は7万人しかいない¹³⁾。

アフリカ人女性は、衣服製造、繊維、食品加工、缶詰製造など、男性に比べて明らかに低賃金しか得られない職種に集中する傾向がある。ILOの研究報告によると、アフリカ人女性にとっては雇用拡大の業種である繊維業での女性の賃金は、産業労働者の最低賃金より20%も低くなっている。ILOは、男女の同一職種での賃金不平等が二つの共同覚書に記されていることを指摘している。ひとつはトランスバール地区の男性の縫製工が週36ランドの賃金を得ているのに、同じ仕事をしている女性は22ランドしか支払われていないという事実。もうひとつは、ケープの酒類販売、調達に関する合意書で、この中では男性の従業員、販売員が週39ランドと決められているのに、同じ仕事をし、同じ能力のある女性は25ランドと定められている¹⁴⁾。

女性は誰でもこういった差別に悩まされるが、低賃金の尺度を決めている要因はやはり人種と肌の色である。アフリカ人女性は工場労働者の賃金スケールの中でも最も低い賃金しかもらえないことを知りつつ、工場労働者の2分の1、3分の1の給料しかもらえず、転職の範囲もずっと限定される家事労働に代わる唯一の仕事として受け入れているのだ。

—“境界産業”における女性—

いわゆるホームランドでは、住民が生存するのに最低必要な仕事を提供することができず、そのため最少限の開発計画のひとつとしてこれら居住区と市街地の境界に工場を誘致し、安い労働力を利用し、かつ地理的隔離政策を強化しようとしている。現存する境界産業のうち多くは、他の地域にあるような最低賃金の取り決めから逃れようとする経営者によって作られた。境界工場の建設をさらに奨励するため、ここでは特別に最低賃金制度が一時解除されているのである。国連の報告書は、バベレギ（Babelegi）にある境界産業の最大手、クール・ルック・ウィッグ社は主に女性ばかり600人を週6ランドで使っているこ

とを明らかにしている。「南アフリカ・国際防衛援助基金」(IDAF)が1976年に発行した報告書によれば、当時の同地区の極貧基準はこの金額の3倍であった。また被雇用者たちは年金、医療援助、交通費、病気による有給休暇などは一切与えられていない¹⁵⁾。

《技術及び専門職と女性》

黒人女性が黒人として、かつ女性としてどれだけ差別を受けているかは、事務職や専門職に就いてる黒人女性の数の少なさが証明している。教育の機会がないこと、法律によって製造業や鉱山業での技術訓練を受けることが禁止されていること、教育を受けた者に対して限られた仕事しか与えないことなどにより、アフリカ人の大多数は男女を問わず、召使いや筋肉労働に留めさせられているのである。

だが、さらに性的差別が加わって、アフリカ人女性はアフリカ人男性よりもっと悪い状況に置かれている。

例えば、全国には男女別々に同じ数だけの職業訓練学校があるが、女性を受講できるのは裁縫、工芸、保母などに限られる。さらに黒人女性には産業技術を修得する見習工になる道は全く閉ざされ、職人になるための訓練への道はほとんど開かれていない¹⁶⁾。1977年度のILO労働調査によれば、アフリカ人女性は同年、見習工になった者がひとりもなく、職人としての訓練を受けている者は白人女性の6,000人に比べてわずか178人だけであった。(鉱山業においては、アフリカ人男性が熟練労働をするために訓練を受けることは禁じられている。1977年に見習工となったアフリカ人男性は857人にすぎなかったが、一方同じく白人男性は3万6,000人を数えた)。アフリカ人女性は、教育職と保母というもともと家庭では女性の役割とされている二つの分野を除いて、技術者、専門家はほとんどいない。1970年半ばの時点で、アフリカ人女性で法律家、裁判官、行政の長、エンジニア、建築家、獣医、薬局経営者、薬剤師などになっている者は皆無であった。

教職においても、白人体制がアフリカ人の子どもの教育をいかに軽視しているかを反映して、アフリカ人教師志望者に対する訓練は、非常に限られている。1978年のアフリカ人の女性教師7万195人のうちたった2.1%しか教師の資格と卒業証書を持っておらず、卒業証書のみという者が2.1%であった。高校卒(スタンダード10)はわずか14.5%であるが、ほとんどは教師になるための訓練を受けている。49%という大多数はスタンダード8以上の学校教育を受けておらず、16.1%はじつにスタンダード6どまりであった。人種差別を除外

しながら性差別に重点を置く政策によって、政府は既婚女性を教師に採用していない。その結果多くのアフリカ人既婚女性が保母になっている。1970年のアフリカ人保母の数は2万4,677人と1960年の二倍近くにまで達した。

保母たちはまた、白人社会と比べてずっと少ない施設や道具しかないという環境で仕事をしなくてはならない。学校もほとんど施設らしいものはなく過密状態で筆記用具にもこと欠いている。アフリカ人用ホームランドや農村部などの保母や教師の置かれた状況はさらに劣悪である。

《増大する失業の影響》

失業率の高さは、南アフリカのあらゆる職種についている男女に深刻な影響を与えている。国連報告は、アフリカ人に関する南アフリカ政府の統計は信頼できないので、発表される失業者数についても慎重に受け止めるべきだと警告している¹⁷⁾。南アフリカの経済学者、A・ジャコブス (Jacobs) は失業問題についてきわめて暗い見解を発表している。1978年の発表によれば、1970年から1976年までの間、57%を上まわるアフリカ人労働者が失業しており、「この事実に加えて、その失業者は主に若い人々、しかもその多くは30才以下であるという点を考え合わせれば、国が病みつつある前兆であることが明白である」と語っている¹⁸⁾。

女性が大量に失業しているばかりでなく、居留地出身の女性たちの夫も新しい職を探している状態で、これまで以上に求職競争は激しくなっている。女性の賃金が安いからという理由だけで、男性の工場労働者が女性に代えられる場合もある。

この問題についての国連報告は「十分予想できることであるが、アパルトヘイト政策をとる政府の失業問題解決策は、社会改革の方向などに向けられていない」と述べ、政府の政策はもっと別な道をとっていることを指摘、1978年に、白人が支配している「労働組合議会」の事務総長が「長期の解決法は産児制限にある」と発言したことに触れている¹⁹⁾。

〔アフリカ人女性に対する社会保障の欠如〕

南アフリカの黒人に対する社会保障は取るに足らないものでしかなく、生活状況にほとんど何の影響も与えていない。保障を受ける対象となるための条件に適合する者はほんの少数である。

失業保険の給付対象となる条件はかなり厳しい。除外されるのは(a)週給10・50ランド、または年収564・34ランド以下の者、(b)家事労働者、農場労働

者（したがって女性労働者の大多数は除外される）、(c) 季節労働者、歩合制で賃金を得ている者——である。保険金は週給の45%を年間で最高26週分支給される。

しかし、たとえ条件に適合していても、別の障害が待ちうけている。たとえばナタール州では、労働省が申請用紙を切らしているために失業保険給付申請ができないという事態が起きている。他にも、失業保険をもらいに来た人を、資格や条件が合わない所や、すでに採用が決まった先へ面接に行かせるなど、わざとタライ回しをして、保険の給付申請をできないようにされた、と不満を訴えた者もある。

老齢年金はもっと厳しい。1978年10月の時点で、白人への年金給付額が月々88ランドなのに対し、黒人は23・75ランドであった。都市部で年金受取人となるためには、合法的にその地区に住んでいたことを証明しなくてはならず、自分の氏名が居住または宿泊許可人名簿に載っていないと駄目だ。

老人の多くは自分の年齢を証明する書類を用意することができない。そのため、たとえ年金給付が認められても、しばらくたってから、地方の管理当局は、証明が不十分という理由で突然、年金無効を言い渡すことができる。

アパルトヘイト政策の原則では、都市部では老人を受け入れる施設は全て不十分であり、老人はいわゆるホームランドへ帰らねばならない。老人ホームの設置に関する公けの政策も、老人ホームの建設はホームランドに、と規定している。南ア最大の居住区であるソウェトにはそういう施設はひとつもない²⁰⁾。

〔女性と健康〕

南アフリカの白人は高度の医療制度の恩恵に浴している。栄養不良による病気はいっさいなく、医者数は十分すぎるほどであり、病院は患者の治療に関しては高い評価を得ている——もちろんこれは白人の患者に関する限りの話である。

アフリカ人については、状況は全く違っている。深刻な栄養不足と医療の欠如は、明らかにアパルトヘイト下における制度化された人種差別のひとつの表れである。

国の基本的保険行政を判断するひとつの目安は乳児死亡率である。1971年の白人の乳児死亡率が1,000人について20.9人であったのに対し、たとえば1969年のトランスカイ(Transkei)地区のアフリカ人の死亡率は1,000につき216人ときわめて高率であった。他の調べでは、ある農村地区では幼児が5才の誕生

日に達するまでに30～50%が死亡するとされている²¹⁾。1980年11月23日付のニューヨーク・タイムズ紙の報道でも、満1才までのアフリカ人乳児の死亡率が1,000人につき200人以上であることを確認している。都市部の黒人の乳児死亡率は他と比べて低いが、それでも「白人の2～3倍」という。

アフリカ人の健康状況をきちんと把握するのに、いつも問題となるのは、統計がないということである。それに加えて、国連の反アパルトヘイト・センターが行った調査にも記されているように、現政権は、白人のための医療施設と黒人のための施設の比較を決して行わず、アフリカの他の地域の施設と比べるなどして統計をごまかそうとしている²²⁾。

南アフリカの幼児死亡の最大の原因は栄養不良である。栄養不良は、ひとつはクワシオコルと呼ばれる栄養失調（腹や手足が膨らむのが特徴）、もうひとつは全身衰弱（主に乳児にみられ、体重が異常に軽く、筋肉も退化、発育不良の状況となる）という二つの深刻な症状となって現われる。あるいはビタミン欠乏が原因となるペラグラ病、くる病、壊血病、脚気、貧血症のような形をとる。

栄養不良で衰弱しているため、子どもたちは結核、はしか、腸チフス、破傷風、ジフテリアなどを含むあらゆる伝染性の病気、あるいは栄養不良に起因する胃腸炎などの犠牲になっている。南アフリカでは、毎年、南アフリカの10倍の人口を持つ米国の幼児死亡総数を超える子どもたちが、はしかで死亡しているのである²³⁾。1980年度の統計によると、年間20億ドルというアフリカの食糧輸出大国である南アフリカで、栄養不良は伝染病のように慢えんしている。

父親が長期に家を離れているため、子どもの健康についての責任が女性にあり、彼女たちは、子どもが病気になっても満足な医療施設もないという状況に心を痛めている。都市部の黒人の状態もひどいものであるが、栄養化の高い食物もなく、収入も少ないために養生のための食品を買うこともできない農村部ではもっとひどい。

ナタール州のヌクツ（Nqutu）の病院に入院していた赤ん坊、ムブイセリ・マジブコ（Mbuyiseri Mazibuko）ちゃんの話が1980年11月23日付のニューヨーク・タイムズ紙で大きく取り上げられている。同紙によると、ヨハネスブルグのスター紙にこの子の生後16カ月のときの写真が掲載されたとき、体重は10ポンド（約5キロ）に満たなかったという。

「3カ月後、彼はやっと2キロ体重が増え、おすわりやたまに笑ったりもできるようになった。だが、まだ同年齢の通常の子どもの半分の体重しかなく、背

中の皮膚は、しわくちゃの上着のようにぶら下がっていた。ことばはひと言も話せず、立つこともできなかった。だが、チャールズ・ジョンソン記念病院の看護婦たちが、感染症から彼を守り続けることができれば、最終的には死なずにすむであろう」。

南アフリカの当局者は、乳児の死亡が食糧不足や、栄養不良による栄養失調や全身衰弱のためである点をしばしば否定し、別の原因を持ち出してくる。先に挙げたヌクツの子どもの場合も、干ばつのせいだと弁明している。（ヌクツは、クワズル（Kwazulu）の“ホームランド”を形成する複合共同体の中に合併させられることになっている）。しかし、ニューヨーク・タイムズ紙の指摘によれば、「公的な組織の推測によると、比較的不毛の土地であったヌクツ地区でも20年前には1万3,000人を養っていた。ところが現在は、白人居住区を確保するために追い払われた黒人がこの地区に再定住させられたため、人口が10万人に膨れ上がり、しかもこの地区には産業と呼べるようなものはひとつもないのである。

ダーバンにあるキング・エドワード8世病院では患者のうち80%が、ヌクツの将来の“ホームランド”であるクワズル出身者だという。小児科主任教授であるアリ・モーサ（Ali Moosa）博士は、ニューヨーク・タイムズ紙の記者に対し、干ばつの前から栄養不良が存在することは明白であり、現在入院中の45%の子どもにそれが当てはまると語った。

栄養不良による死亡については、1962年栄養失調（クワシオコル）が特に目立った時から、病院や医師はその数を公的機関に届け出るよう義務づけられた。しかし9,765人のアフリカ人が栄養失調により死亡したことが公式に報告された1967年は、クワシオコルは届け出のリストからはずされた。多くの医師たちの意見によれば、データの数字が政府にとって好ましくなかったためだとみられる。その間も、南アフリカの新聞は独自の調査を実施し、依然として栄養失調や全身衰弱が高い発生率であることを報道している。

栄養不良はとくに妊婦の安全や胎児の発育にとって、きわめて深刻な影響を及ぼす。だが、アパルトヘイトの下で苦しめられているのは肉体的健康だけではない。世界保健機関（WHO）がまとめた報告には次のような記述がある。

「人種差別を語るときに、精神衛生の面に触れずにすまずことは考えられない。健全な精神と人格形成は、個人の安全や自らの価値が守られ、個人の成長が許されるという自由、共同体の中での平等の意識といった基本的な経験があり、かつ持続されるということが保証されてはじめて成立する。人種差

別は、こういう経験を得る機会を奪い、彼らに、自分たちの社会的地位が劣っているのは、持って生まれたどうしようもない人種の故だという神話を信じこませるように洗脳するなど、正常な精神生活を破壊しているのだ」²⁴⁾。

1978年9月、米州精神科医師協会（APA）は、南アフリカ政府との契約の下で、国の施設から移されたアフリカ人の精神病患者たちを収容している民間施設を訪れた。米国人精神科医は南アフリカ政府と、病院を経営している民間会社の招待で17日間の調査を行い、黒人患者は、放ったらかしのまま劣悪な状況に置かれて苦しめられているという申し立てを検証した。

1979年11月号の「アメリカン・ジャーナル・オブ・サイキアトリー」の中で、調査団は次のように結論を出している。

「南アフリカの黒人精神病患者の実態について、国際的関心が寄せられるのはしごくもっともである。アパルトヘイトは、家庭という社会制度を破壊し、南アフリカ黒人の精神衛生を破壊するような衝撃をもたらしている。……これらの調査結果は、南アフリカにおいて、精神に対して社会的、政治的虐待が行われているとの主張を実証するものである」。

〔女性と教育〕

南アフリカのほとんどの青少年少女たちは、健全な発達に逆行する男女別教育の犠牲者である。教育を受けたということは、女性にとっては家事労働者の働き口をえるか、あるいはそんなに機会はいくつかないが、黒人学校で未熟練のまま低賃金で教師として働けることを意味する。同様に教育を受ければ黒人男性には契約の季節労働者としての道が保証される。

こういった学校制度をつくった最終目的について、のちに南アフリカ首相となったヘンドリック・F・フェルワールド（Verwoerd）は1945年、次のような明快な見解を述べた。

「私が原住民たちの教育を支配できるようになったあかつきには、原住民たちが子どもの時から西欧人と平等ではないということを認識できるような制度に改めるつもりである……」

「西欧人の社会において彼（バンツュー人）は、ある限られた程度の労働をする以外に居場所はないのである。……それゆえ、西欧人の共同体に吸収させることを目的とした教育を受けさせても何の役にも立たない。…… 今日までの学校制度では、彼を自分の共同体から引き離し、西欧社会という刈り取るこ

を許されない緑の沃野を見させるという間違いをおかしていた」。²⁶⁾

アフリカ人の子どもたちに与えられる教育がいまなおこういう哲学に支配されているということは、学校の置かれた状況や、それに投じられる費用という点で明らかである。生徒1人当たりの政府支出は、1978年に白人では654ランドなのに対し、黒人では48・55ランドであった。さらに1980年11月12日付けのニューヨーク・タイムズ紙の報道によれば、南アフリカの民間調査会社の調べでは、黒人労働者の64%は初等教育を受けていないという。

1980年のILO調査は、初等学校においては目立った性差別はみられず、むしろ「黒人女性だからというよりは、アフリカ人だからという理由で、教育の機会が得られない」と記している²⁶⁾。

小学校や中等学校では女子の数が男子を上回るが、大学になるとその数は激減する。1970年の公的な統計によれば、54万3,164人の女子が小学校に入学しているのに、最終学年まで在籍していたのは2,064人という、同年代の女子の中のほんの一握りにすぎない。

このように数が減っていくのは、アパルトヘイト社会では、若い黒人女性は何らかの形で自分の力を伸ばすことが妨害されていることが主な要因であろう。アフリカ人には白人のように自由の、あるいは16才までの義務教育の機会はない。教師の中に高等教育を受けた者がほとんどいないことは、大学に在学するアフリカ人学生の数の少なさでわかる。1976年のアフリカ人男性の大学在籍者数は、3,594人なのに対し、女性は1,620人しかいなかった。

小学校の教師として主に女性を採用することになったのは1954年からで、フェルワールド博士によれば、その理由は「教員養成費用、教師の給料などを節約するため、それに、女性のほうが男性に比べて一般的に小さい子どもを扱うのが得意だから」というものであった²⁷⁾。

劣悪な教育しか受けられないことに抗議して黒人の青少年少女たちが立ち上がったのが、1976年6月ソウェトで起きた暴動である。この時、通りをデモ行進した600人の子どもたちが南アフリカの警察に撃たれ死亡した。それ以来、アフリカ人、カラード、インド系の生徒たちによる学校のボイコットが散発的に起きるようになった。1980年11月12日のニューヨーク・タイムズ紙の報道によると、「政府は、ボイコットの際、暴力ざたが目立った77の学校を半永久的に閉鎖した。南部工場都市であるポート・エリザベス付近の学校では今なお6万人の非白人学生が学校をボイコットしたままである」。

こういったことを背景として、現政権は1980年11月11日、1981年以降黒人の

子どもを対象とした義務教育を実施すると発表した。先に紹介したニュース記事の表現を借りれば、この発表は「この義務教育は、数年間にわたって漸次導入され、1月1日より六つの黒人居住区でまず開始される」となっている。この“数年間にわたって”という一句といい、南アフリカの民間調査機関、シンコム（SYNCOM）が出した「計画が実行されれば、政府は“怪物のような”問題を抱えることになる」という恐ろしげな予測といい、近い将来、何か意味のある改革がなされるとみるべき材料はない。現在までのところ、厳しく制限されている黒人学校のカリキュラム再編成が進められているとか、超過密状態を是正するために新校舎が建設されているという発表は全くない。

〔反アパルトヘイト闘争における女性の役割〕

今世紀の初めから、南アフリカの黒人女性たちは人種的、政治的、経済的な不正義に対して闘ってきたが、1940年代以降、抗議運動の触媒として、またアパルトヘイト政権に対する挑戦者としてあらわれてきた。

南アフリカにおけるすべての黒人が共通に受けている搾取と抑圧が、女性が男性と共に反体制勢力に加わる機会をつくり出し、男女の別なく人間として二つの異なった性を結びつけた。表面的には男性が指導者を独占していたが、近年の南アフリカでは女性が多くの大衆行動の中で重要な役割を演じてきた。自分たちに課せられる悪質な政策に抵抗し、重要な問題の提起を行い、大衆抗議行動を組織し、周囲の人々を巻き込んでいった。しかし、女性の果たす役割の重要性が認識されたのはまだ最近のことにすぎない。こうした経過の中で、南アフリカの黒人女性たちは、アパルトヘイト体制の全廃以外に自分たちにとって意味のある変革はないと悟ったのである。

《労働組合と女性》

社会正義を求めて闘っている南アフリカの各種組織で、黒人女性たちはある程度まで活発に行動してきたが、女性のオルガナイザーを誕生させたり、女性に政治意識を目ざめさせたのは労働組合運動であった。女性の傑出ぶりが初めて認められたのは労働組合の中であった。

事実ではないにしても理論的には、アフリカ人女性たちは1920年代にパスを携帯する必要がなかったので、登録された労働組合に加入することができた。パスを携帯しなければいけない人たち——すべてのアフリカ人男性労働者——は交渉を通じて達成されたいかなる合意条項からも除外され、「産業調停法」（1924年）では彼らは“従業者”の中にさえ含まれていなかった。1920年代の

制限的な労働措置には「1925年賃金法」があり、“白人用職業”に対する高い賃金を認めることで白人労働者を保護していた。

女性の組織化は1920年代に始まったが、主としてクリーニング（洗濯）、衣服、マット、家具、食パン製造業に集中した。黒人の全国連合組織がいくつか次々とつくられたが、たちまち解散させられた。

1930年代、そして特に1940年代の経済の発展に伴って、労働力に対する需要が急激に高まり、この需要を満たすために女性たちは次々と都市部へ進出した。1940年代の10年間は、女性たちが製造業において他の女性たちを組織化し、黒人女性の役割の重要性を高める努力が最高潮に達した時期であった。

この時代の傑出した女性としてはクリスチナ・オコロ（Christina Okolo）がいるが、彼女は1944年までトランスバール州の衣料産業に雇用されていた千人のアフリカ人女性の一人であった。裁判所に布告命令を申請した同僚の女性労働者を代表して、オコロはすべてのアフリカ人女性労働者は、産業調停法にもとづいて従業員であることを支持するよう裁判所に申し立てた。彼女たちは法律的にはそう定義されていることを承知でこの行動を起こしていたが、アフリカ人男性はこの定義から除外されており、労働側の交渉によって得られた権利はアフリカ人男性には適用されなかった。

1944年12月、裁判所は女性たちの要請を支持した。そして女性の賃金は実質的に上昇し、労働時間は短縮され、白人やカラードやアジア人労働者に適用されている合意条項にもとづく利益は、アフリカ人女性にも適用された。人種の枠を越えて衣料産業の女性労働者たちは団結し、この勝利のために力を合わせた。このすぐあとに衣料産業のアフリカ人女性は「衣服労働者組合」に加盟した。

しかし、やっと手に入れたこれら諸権利の生命は短かった。1948年に国民党が政権を取るにおよんでアパルトヘイトは強化され、より一層差別的な法律が制定、施行された。1953年には、「バンツー労働法」（争議調停法）が発効し、アフリカ人女性労働者は登録労組のメンバーになることはできなくなった。他産業で起きたように、別個の、そして既存の組合に似た組織がつけられた。1954年に、産業調停法はアフリカ人女性を“従業員”の定義の範ちゅうから削除した。「共産主義抑圧法（1952年）」が通過して3年以内に、政府は56人の労組活動家を自宅軟禁にしたが、その大半は女性であった。これら新しい法律は、アフリカ人を組織化する努力を挫折させることを狙っていた。

しかし、女性たちはこのような不公正に対する偉大な闘いを継続した。黒人労組活動家ではエリザベス・マフェケン（Elizabeth Mafekeng）が傑出して

いる。彼女は「アフリカ食料・缶詰労働者組合」の1950年のストライキを指導ではエリザベス・マフェケンズ (ELIZABETH MAFEKENG) が傑出している。彼女は「アフリカ食料・缶詰労働者組合」の1950年のストライキを指導した。1941年にこの労組が結成されて以来の活動家であるマフェケンは、「南アフリカ女性連合」(FSAW) と「南アフリカ・アフリカ民族会議」(ANC)を通じて組合活動を、政治的諸権利とアパルトヘイト撤廃に対する闘いに結合させる活動家として尊敬を集めた。政府が1959年9月に食料・缶詰産業を“主要産業”としてストライキを禁止した後も、マフェケンは組合活動を続けた。翌月、彼女は運動から離れるようにと命令を受けた。彼女はレソトへ逃亡したが、その際に夫や子供と別れ、一番幼ない子供だけを連れて行った。

マフェケンが予測したように、闘いは続き、女性の指導者たちが誕生した。1960年代までには、アフリカ人労組の半分までが女性の書記長を擁していた。1974年に多くのリスクを冒して5万7,656人のアフリカ人労働者が374回のストライキを決行し、多数の女性を含む841人が逮捕された(「黒人女性連合」調べ)。女性たちは数々の組織で指導性を発揮し、これまで以上に女性工場労働者たちが、人種の枠を越えた労働勢力の統一に力を尽くすようになる。

《他の女性運動と組織》

1913年にシャーロット・マクセケ (Charlotte Maxeke) の下に「南アフリカ・アフリカ民族会議バンツー女性連盟」が結成されて以来、必要に応じて女性たちは他の運動に加わり組織をつくっていった。

女性たちは長期にわたって「正義に反する法律を無視する運動」で活発に行動、1952年には多数が逮捕された。1940年代のインド人の「無抵抗主義運動」でインド人女性が政治活動に加わった。女性たちは「民主主義者会議」の結成を助けたが、この会議はANC、「南アフリカ・インド人会議」「カラード人民会議」と関係のある白人の組織であった。(南アフリカの白人女性たちの反アパルトヘイト活動は勇気のある永続性の強いものであったが、比較的少人数に限られていた)。しかし、広範囲な基盤を持たない女性組織の弱点が、女性の参加を散発的にしていた。またすべての活動が都市部を中心としていたため、黒人居住区の女性たちとは無縁である場合も多く、あるいはわずかな接触しかなかった。

《南アフリカ女性連合》

女性たちが直面する組織上の問題点は、国民党が政権を独占する中でアパルトヘイトが急速に拡大されることによって悪化していったが、女性たちは闘い

を回避することなく、1954年には「南アフリカ女性連合」(FSAW)を組織した。23万人の女性を擁するとされるそのメンバーたちは、大部分が「会議連盟」の出身だが、特にANC女性連盟から参加した人が多かった。FSAWは二つの目的を持っていた。一つは、多数派支配の実現に向けて行動し、アパルトヘイト政策に終止符を打つこと、もう一つは、女性の諸権利の向上に向けて活動する多人種女性組織の結成であった。

FSAWの創設は、女性の政治運動が拡大を続けるきっかけをつくり、以下に示す例でわかるように、特に黒人女性においてそれが顕著であった。

1954年12月、FSAWは政府管理の学校ボイコット運動を起こした。女性たちは戸別訪問という形で運動を進めたが、ある一定期間登校しない児童は退校させると国が発表したために、ボイコットは挫折してしまった。

1957年1月、「公共輸送会社」が運賃を1ペニー値上げすることを発表した。同社は毎日約2万5,000人のアフリカ人にアレクサンドラ、ソフィアタウン・(Sophiatown)、レディー・シェルバーン(Lady Shelburne)という黒人居住区から都市部への足を提供していることもあり、低賃金のアフリカ人たちは朝3時に起きて片道9マイルを歩いて、バス・ボイコットを始めた。3週間以内に、上述の黒人居住区の2万5,000人は、他の2万人のアフリカ人から支援とボイコット参加を受けた。このボイコットは主として女性によって組織された。

国はいっせいに取締まりを行って6,606人を逮捕し、7,860人を召喚した。レディ・シェルバーンで開かれた5,000人集会は、2人の警官の警棒による規制を受け、17人のアフリカ人が負傷して入院した。政府は法律措置を明らかにし、アフリカ人居住区へのバス運行を永久的に中止することになった。しかし、アフリカ人たちは闘いを続け、5ヶ月後には「原住民輸送修正条項52(1957)」が成立し、運賃値上げは白紙に戻された。

1959年、ダーバン近くのカト・マナー(Cato Manor)では“バンツール問題担当局”に対する大規模抗議行動が発生したが、それは地方自治体がすべての違法なアルコール蒸留を禁止しようとしたからであった。ビール製造はアフリカ人女性にとっては重要な収入源である。この措置の下では、アフリカ人男性は地方自治体経営のビヤホールで飲まなければならなかった。

1959年6月、2千人の女性がデモ行進を行って当局の措置に対する不満を表明した。ビヤホールに入ってビールを破壊してしまう人々もいた。彼らはビヤ・ボイコットを始め、それはナタール州全土での大規模な蜂起につながっていた。1959年の間中、約2万人の女性がナタール州で抗議に立ち上がり、千人

以上が裁判で有罪判決を受けた。

《パス反対運動》

差別的なパス拒否に示された南アフリカ黒人女性の勇気と決意は、アパルトヘイト撤廃闘争にかける彼女たちの全面参加の状況を物語っている。

政府は1913年ごろから女性にパスを支給しようとしたが、しかし大変な抵抗運動に会ったため、1948年に国民党が政権を取るまでパス支給を再び試みることはできなかった。「原住民パス撤廃、ドキュメント整合法」が1952年に法制化され、パスが“照合証明書”と改称されるまでは、女性の多くが都市部に移って仕事を探し、家族と一緒に暮らすことができた。国民党にとって、これは都市部における永久的な労働力を意味し、同党が構想しているアパルトヘイトの社会構造には深刻な脅威であった。「パス撤廃法（1952年）」は女性を含めて必要な工場・家事労働者だけに都市部の出入りを許可することを狙っていた。しかし、これまでの女性の抵抗運動から、政府は1955年10月まで、1956年1月をもって女性にパスが支給されることを発表することができなかった。

この発表が行われるとすぐに、女性たちはデモを組織した。「ブラック・サッシュ」という白人組織の女性たちは抗議運動を展開した。プレトリアでは2,000人のアフリカ人女性が集会に参加した。

パスは1956年3月にオレンジ自由州のウィンブルグ（Winburg）という町で発行されたが、そこでは支給されたパスを焼いてしまい、多数の女性が逮捕された。その当時、パスを携帯することは義務づけられていなかったが、支給された以上は破ることは法律違反であった。この後数年間、女性たちによって全国的にパス反対運動が展開された。

1956年8月9日、FSAWによって組織された抗議運動には2万人以上の女性がプレトリアのユニオン・ビルディングに押しかけ、首相に会うことを要求した。首相が会見を拒否すると、女性たちは10万人の署名を集めた嘆願書を首相執務室に置いた。

1956年11月、女性の登録を行うため政府当局者がトランスバール西部のリヒテンブルグ（Lichtenburg）に到着すると1,000人以上の女性たちの抗議に出会った。警察官が警棒で規制すると、女性たちは投石で対抗した。警察当局は発砲し、2人のアフリカ人が殺された。

政府の戦術は各村でまずパスを発行することであった。そこでヨハネスブルグに住む女性たちには警察が“身分証明許可証”の携帯を要求しただけであった。1957年5月12日、この証明書携帯に抗議するソフィアタウンの集会に参加

した2,000人のアフリカ人は、市長との会見を要請した。5月16日、2万人が集まってソフィアタウンから代表団を送ることを決めた。6,000人の住民が代表団に同行して市庁舎に赴き、会見に応じた市長は警察の取締まり行動を控えること、及び女性に免除証明書を発行することに同意した。

トランスバール東部のネルスプライト (Nelspruit) では、地方行政長官がパスの発行を告げると、女性たちは彼の車に攻撃をかけた。5人の女性が逮捕されると、300人が彼女らの釈放を求めてデモ行進を行った。警察当局は警棒を使い、続いて発砲した。4人が負傷した。翌日に女性たちはストライキを組織した。警察は群衆に向かって再び発砲し、8人のアフリカ人が負傷した。さらに警察は弾圧を強化し、140人を逮捕した。女性たちはパスを受けいれざるを得なかった。

トランスバール東部のサンデルトン (Sanderton) でパスが支給されるその日に、市長に抗議に行った914人の女性全員が、違法なデモを行ったとして逮捕された。

しかし、女性たちはひるまなかった。1957年7月、バプルツェ (Baphurutse) 居留地のゴパネ (Gopane) 村では、何人かの女性がパスを焼いた。35人の女性が逮捕されると、さらに233人が逮捕を覚悟の行為に出た。女性の登録のために役人がモツウェディ (Motswedi) とブラクラート (Braklaagte) に到着した時、両村とも人っ子一人いなくなっていた。1957年6月、トランスバール北部のピーターズブルグ (Pietersburg) では2,000人の女性が登録の実施に来た役人たちに投石を行った。7月に再び役人が戻ってくると、3,000人の女性が立ち向って役人を追い払った。

1957年10月、当局はヨハネスブルグの女性を登録し始めた。多くの女性たちがパスは避けられないものとして受け入れたが、数千人は1957年10月21—28日の間に抗議行動を行った。2千人以上が逮捕された。

パスを拒否する決意に変わりはないが、政府の弾圧強化で多くの女性たちがパス受入れに追い込まれていった。抵抗運動とデモは続いたが、1960年3月までに302万281人の女性——成人女性の約75%——がパスを受け入れた。17年間も政府によって行動を制限されてきた南アフリカを代表する女性、ウィニー・マンデラはなぜ女性がパス受入れに追い込まれたかを次のように説明した。

「私たちが嫌悪するパスを携帯しなければいけないのは、パスなしでは住む家も持てず、働くこともできず、町から追い出され、子供の出生登録もできず、

死ぬことすらできないからです」²⁸⁾。

1959年12月、南アフリカでの第二の解放組織として誕生した「アゼニア・パ
ン・アフリカニスト会議」* (PAC) は“保釈なし、弁護なし、罰金なし”のス
ローガンでパス法に反対する「決定的で最後の強力行動」を起こすことを明ら
かにした。ANC もまた、1960年3月3日にいろいろな手段でパス法に反対する
運動を始めることを計画していた。

PAC のロバート・ソブクウェ (Robert Sobukwe) 議長は、PAC は1960年3
月21日から反対運動を開始すると発表した。PAC のメンバーたちは、パスを携
帯せず、最も近い警察署に行って逮捕されるよう指示された。釈放されたら再
び逮捕されるようにするのである。PAC のメンバーは厳密に非暴力精神で行
動するように指示された。デモ隊の解散を警察から命ぜられたら、静かにその
命令に従うように、とソブクウェは指示した。

《シャープビル虐殺》

1960年3月21日朝に、多数のアフリカ人が全国で集会を開いた。シャープビル
では、約25人があの嫌悪すべきパス法に反対して警察署に平和的なデモをかけた。
警察側は発砲し、67人が死亡し、186人が負傷した。この負傷者のうちに40人の女
性と8人の子供が含まれていた。80%以上の人間が逃げる際に背後から撃たれ
ていた。

シャープビル虐殺として有名になったこの事件は、より一層抑圧的な時代の始
まりを告げることになった。国家非常事態が宣言された。ANC と PAC は双方
とも非合法化された。新たな差別的な立法措置で大量の逮捕が行われ、女性た
ちは獄中の劣悪な条件に抗議してハンストを行った。組織して何かを行うこと
が事実上不可能となった。1961年5月の最後の3日間に計画された自宅にとど
まり外出しないというストは、3万8,000人以上が急襲されて逮捕されたため
成功しなかった。

1962年10月26日の「第268布告と政府告知1722」によってアフリカ人女性た
ちは、1963年2月1日を期してパス携帯を義務づけられることになった。

ANC 元議長でノーベル平和賞受賞者のアルバート・ルツリ (Albert Luthuli)
は女性たちの行動について後に次のように書きとめている。

“私たちアフリカ人の間では、最後の数年は、抵抗運動の意義は女性たちの
出現によって大いに増加した。もし女性たちがひるんでいたら、抵抗運動は

* AZANIA (アゼニア) は、南アの PAC が初めて使った名前。

いまだに弱体であったかも知れない。……デモは大きな衝撃を与え、大変な刺激を与えた。……さらに、すべての人種の女性たちは自分たちにとって基本となることがらを共通の大義とすることにおいて、男性よりはるかにちゅうちょすることが少なかった。

《黒人意識運動》

シャープビル虐殺後の弾圧の強化と国家非常事態宣言、さらに ANC、PHC 非合法化に伴うアフリカ人労組活動の弱体化に伴って、政治的沈滞期に入った。

表面的には、女性たちはアパルトヘイトによってもたらされた重荷を軽減する活動に方向転換していた。1964年に創設された「アフリカ人自助協会」は多数の保育所を設け、子供に食事を与える計画をたてた。

にもかかわらず、この期間に ANC と PAC は南アフリカ国内の地下組織として発展し、外国での行動を起こすようになった。多数の若いアフリカ人は、南アフリカ国内で現在「黒人意識運動」として知られる運動の芽が出始めた際に、これまでの解放運動に新たな次元を付け加えた。警察拘留中に激しく殴打されて死亡したスティーブ・ビコ (Steve Biko) は、この運動の指導的スポークスマンであった。女性を含めて多数の人たちが黒人の間に自分たち自身の伝統、遺産に目ざめるよう働きかけを行っていた。

テンジェ・ムティンツォ (Thenjje Mtintso) は何度も逮捕され、自宅軟禁された女性ジャーナリストであるが、黒人意識運動とは何かをこう書いている。

“黒人意識運動は黒人たちに『これまで皆さんが何をやってこようと、それはしょせん白人を熱心に真似てきただけである。自分の価値を見失ってきた。根なし草にされてきた。さあ、自分のルーツに戻ってそこから人間として自分自身の権利で立ち上がれ。黒人意識運動は黒人の連帯とブラック・パワーのために闘い続ける』”

これは黒人意識運動が反白人であることを意味していないが、新たな戦術を呼びかけている。ミンツォがそのことを以下のようにいっている。

「この国で私たちが何を行おうが、それが経済、社会あるいは政治レベルのことであれ、その他の何であれ、それは黒人による黒人のためのものでなければならない。白人たちがいかに善意にあふれていようが、問題ではない。彼らは私を国民党の手から救い出すことはできないのだ。白人たちは何をするのであろう。自分たちの社会でそれを行わねばならないし、白人の仲間である黒人を解放

することに集中しなければならない。私は黒人社会で同じことをする」³⁰⁾。

何十年もの間アパルトヘイトに反対してきた白人指導者の一人、ヘレン・ジョセフ (Helen Joseph) は、支援するだけの役割に満足していかなければならず、またアフリカ人の完全参加を拒否しているのも同然だ、との一部の人たちによる批判をも受け入れなければならないと云っている。ウィニー・マンデラのような人たちは、白人たちが解放闘争の中で拒絶されているとの考えに同意していない。

「黒人意識運動は、人間が自分の持つプライドを掘り起こし、その目ざめを促すことを意味するので、何も黒人だけに限定されたことではない。黒人にはどのような膚の色を持とうともすべての抑圧された人々が含まれる。私たちが闘っている大義に賛同する用意のあるすべての人々は、この概念の中に含まれる」³¹⁾。

政府当局はこの運動を一掃するために、1977年10月19日、「南アフリカ学生組織」(SASO)、「黒人会議」(BPC)、「黒人地域社会計画」などを含む黒人意識運動さん下の諸組織を非合法化した。

《黒人女性連合》

1975年12月、41組織の代表 210 人がダーバンに集まり「黒人女性連合」(BWF)を結成した。BWF は「南アフリカ女性連合」と似たようなルーツを持っているが、後者は1963年に指導者の大半が自宅軟禁になるまでは大変に強力な全人種組織であった。BWF は地方と都市部の両方で活動を行った。女性たちに自分の持つ可能性に気づくこと、自覚を促すこと、教育のレベルを上げることがを教育した。識字、栄養、健康教室を始めた。小規模の産業を起こすことを計画し、住宅産業、労働組合、地方開発、黒人女性が法律的な資格を与えられている分野、などで活動することを準備した。しかし政府は BWF 壊滅に向けて素早く行動を起こした。1年以内に、7人の指導者が拘禁され、そして1977年10月に組織そのものが非合法化された。

《ソウェト蜂起》

黒人意識運動は嫌悪的である“バンツール法”に対する青年の意識を向上させることに役立った。1976年6月のソウェト蜂起の間中、黒人青年たちは、アフリカーンスを教育言語として採用すること、バンツール教育、もっと一般的にはアパルトヘイト体制の全体に反対したのであった。彼らの親たちはすでに20年以上もこれらのことに反対してきたのであった。ソウェト市街をデモしている時に、少なくとも600人の子供たちが南アフリカ警察によって殺された。

黒人意識運動のメンバー、シコセ・ムジ（Sikose Mji）は、蜂起に参加した自分の体験を次のように描写した。

「ある朝、私もまた参加すべきであり、何か演じるべき役割があるのではないかと考えた——そして私は群集のデモに参加した……これまでには、すでに多くの殺害が行われていた。そして子供たちは道路で遊んでいた。その時、警察の車が突然現われ、7歳の子供がこぶしを上げて警察側に向かって「パワー」と叫んだ。すると警官隊が車から降りてその子供に狙いをつけ、撃ち殺してしまった……警官隊が発砲し始めた時、学生たちは石を拾って投げ始め、ゴミ箱のフタを取って自分たちの盾とした…」³²⁾

南アフリカ学生組織の元副委員長、ヌコサザナ・ドラミニ（Nkosazana Dlamini）は会見の中で、虐殺後の親の反応と彼らの役割について議論している。

“平和的デモの初期の段階でさえ親たちは子供たちを支援した。しかし、本当に親たちを行動にかりたてたのは野蛮な警察の行動がきっかけであった。警察側はいつも平和的デモを行う集団に非情であったが、まさか冷酷にも幼い子供を虐殺するとは考えなかった。だから親たちは青年たちとの団結とは別に激怒した——そして体制全体に対する嫌悪と拒否の意識が一挙に爆発したのだ。やる気において親たちは青年たちと一体であった。労働者たちのストさえも成功裏に進んでいた」³³⁾

ソウェトは、南アフリカの黒人たちが抵抗運動を語る時の象徴的な合言葉となっている。

《クロスロードの女性たち》

ソウェトがアパルトヘイト体制に対する抵抗運動の象徴となったように、クロスロードは人口移住強制政策に反対する運動の象徴となっている。

クロスロードはケープタウンの“無断居住者スラム街”の別名である。1977年、政府がこのスラム街を破壊し、2万人の居住者をトランスカイに送ると発表した時、女性たちは「クロスロード女性運動」を組織した。クロスロードは一時潜在者の街だという政府の宣伝にもかかわらず、戸主の平均居住年数は18.2年でその配偶者は11.7年となっている。しかしながら黒人の家族と一緒に都市部に住むことを制限する複雑な仕組みの差別的な法律によって、配偶者のうち1割以下が合法的にこの街に住んでいるにすぎない。この事実は当然のことながら警察の追及を受けやすい状況を形づくっている。警察による逮捕と脅しの対象となっているのは女性たちなのである。同時にクロスロード以外に、自分

の家族と離れて、未来がないのもまたこの女性たちなのである。

女性たちがこれまで叫んできたスローガンは、「私たちは引越さない」であった。1978年6月、200人以上の女性たちがバンツール問題行政委員会にデモをかけ、7人の女性が代表で政府当局者に不満を述べた。10日後、この7人全員が警察によって召喚された。警察は弾圧を強化し、自宅で、あるいは井戸に水をくみに行く途中の女性や子供たちを次々と逮捕した。7月には、人種の枠を越えた4,000～5,000人の人々がこのスラム街を維持するため、2時間半にわたる集会に参加したが、警察はこの集会が違法であると警告を出していた。9月に入ると警察は取締まりを一段と強化し、800人を逮捕、3人に発砲し、そのうち1人は死亡した。多数のブルドーザーが最初にスラム街に到着した時、女性たちは座り込みを行った。3人が殺された。しかし女性たちは抗議を続けた。彼女らは国際的な支援を求め、それを得た。

最終的には、政府は1978年12月、国際的な大きな圧力に押されて、ケープタウンから住民が移住するよう強制しないと発表した。

《解放運動における女性の役割》

ANCとPACは南アフリカ国内では地下活動を続けているが、この二つの組織の一部分は、組織が非合法化された後国外に亡命した。現在では両組織で、女性が重要な役割を演じている。

ANC女性部はいま国外でフロレンス・ムポショ(Florence Mposho)の下で活動を続けているが、ムポショは自宅軟禁される以前は国内における精力的な活動家であった。エリザベス・シベコ(Elizabeth Sibeko)とジェルトリュード・マツツァ(Gertrude Mathutha)の2人の女性は、PAC中央委員会のメンバーである。ソウェト事件に触発された多くの青年がこの二つの組織に加入したが、この両組織では解放運動の多種多様な機能を女性たちに担わせている。女性たちは特に難民キャンプでの活動が目立っており、保健、福祉、教育部門で奉仕している。

ANCとPACは双方とも「アフリカ統一機構」(OAC)から承認されており、国連反アパルトヘイト特別委員会のオブザーバーの資格を持っている。国連総会によって招かれ、両組織に関連する諸問題を討議する国連機構の諸会議に参加してきた。

《国際行動》

最近になって国際社会は南アフリカと南アフリカが不当に統治するナミビアのアパルトヘイト体制下に苦しむ女性の問題により一層の関心を寄せるように

なった。国連婦人の10年（1975—85年）世界会議ではこの重要かつ緊急な問題を討論すべきであるとの意見が日増しに強くなっている。1980年6月14日から30日までコペンハーゲンで開かれた世界会議では、アパルトヘイト下の婦人の惨状が討議され、支援策の数々が呼びかけられた。

コペンハーゲン会議は、最終的に、世界中の女性に関連する幅広い問題に対処する世界行動計画を採択した。行動計画では、アパルトヘイト下の女性を助けるための数々の方策が打ち出され、それらはOAUが認める南部アフリカ解放運動を通じて行われることになった。それらの方策のうち一部は、以下のとおりである。

* 南アフリカとナミビアで抑圧的法律で迫害されている女性とその家族、難民キャンプの女性たちへの合法的、人道的、道徳的かつ政治的な支援

* 女性を訓練し、解放運動の中で指導的ないし補助的な役割につけるよう支援

* 女性を訓練し、解放達成後の各国のいろいろな部門で活躍できるように支援

* 南部アフリカの女性たちの闘いへの国際的支援と連帯

* アパルトヘイトとその体制が女性に及ぼす影響についての情報の流布
そして

* アパルトヘイトと人種主義の撤廃のためにすべての女性を動員すること

これらの勧告を行動に移すために、世界会議は国連機関、各国政府、各国内組織、婦人グループ、反アパルトヘイト運動団体などにアピールした。加えて、国連加盟国は1973年の「アパルトヘイトの犯罪に対する処罰と抑止に関する国際条約」を批准するように要請された。この条約は、個人、組織や協会のメンバー、国家の代表たちがアパルトヘイトの犯罪を犯したり、介入したりした場合に国際社会がその犯罪に対して責任を取る制度を打ち立てている。他の記念すべき条項は、罪を問われた人間は、いかなる条約批准国によっても裁判にかけることができるとの規定である。59カ国が、現在、この条約に拘束されることに同意している。

世界会議は、また、別のチャンネルで世界中の女性に対して、自国の政府に圧力をかけ、南アフリカのアパルトヘイト政権との関係を断絶するように求めた。

1980年12月16日、国連総会は決議35/206Nで世界会議の勧告を承認し、国連各機関、政府、各国機関に対して「婦人の10年」の後半の5年間は、南アフリカとナミビアの女性への援助政策を最優先するように要請した。他の決議の中で国連総会は以下のことを求めた。

——各国政府、組織に対し、南アフリカとナミビアからの難民、女性、子供

を支援する解放組織、前線諸国の計画を支持するようアピールした

——人権委員会に対し南アフリカの女性と子供の犯罪を調査するよう要請した

——婦人やその他の組織に対して、アフリカ統一機構と協議を重ねながら、「南アフリカとナミビアの女性の闘争と連帯する国際デー」を宣言するよう要請した

——世界中の婦人団体を招き、南アフリカ解放闘争に対する連帯行動を強化し、国連の反アパルトヘイト特別委員会と協力しつつ各婦人団体間の協調を一層高めることを企画した。

国連総会はまた特別委員会と「女性・子供の問題に関するタクス・フォース」に対して、国連婦人年世界会議の諸勧告の実行を促し、その実現ぶりを観察すること、アパルトヘイト下の女性と子供の苦境と彼らの解放闘争について広報すること、アパルトヘイト下の女性と子供に関する各国、地域、国際レベルでの会議を奨励すること、そしてそれらの会議には適宜協力することを要請した。

南アフリカとナミビアのアパルトヘイトに苦しむ犠牲者援助と南アフリカからの難民救援は国連・南アフリカ信託基金を通じて行われた。1980年末までには、1965年に設けられたこの信託基金は、国連加盟86カ国と個人や組織からの自由意思の寄付で1,146万7,200ドルを集めた。総計1,046万9,170ドルの供与95件が行われた。多数の女性と子供たちが、信託基金にとっては、南アフリカとナミビアの政治犯あるいは政治拘禁者として、あるいは政治犯の家族として援助の対象となってきた。

女性や子供たちの反アパルトヘイト闘争を支持する国際世論を喚起するため、反アパルトヘイト・センターは反アパルトヘイト特別委員会との協議の下で、国連広報センター、反アパルトヘイト運動組織、反アパルトヘイトを精力的に行っている民間団体、マスコミ、教育機関を通じて、広報資料を流布した。

最近では、反アパルトヘイト特別委員会は以下の国際セミナーを共催した。

——1979年6月18—20日、パリのユネスコ本部で開かれた「アパルトヘイト下の子供についての国際セミナー」

——1980年5月9—11日、モントリオールで開かれた「アパルトヘイト下の女性に関するセミナー」

——1980年5月19—21日、ヘルシンキで開かれた「アパルトヘイトと女性に関する国際セミナー」

国際連帯の重要性についてウィニー・マンデラは次のように書いている。

「私が自宅に閉じ込められ、(行動が) 制限されてきたこれまでの15年間に (私たちの) 闘争が (人間の) 尊厳を求めての国際的な闘いだ、というその考えが私を鼓舞してきた……私たちが小数派によって完全に拒否されている人間社会に属しているという考えだけが……私たち (の闘争) を支えてきている。

そして、最後にマンデラ夫人は言う。

「すべての黒人グループが団結して一つの声として発言する時に初めて、私たちは自分たちの運命を決める交渉当事者となれるのだ。私たちは私たちが何を望んでいるか知っている。私たちは多数派支配を要求しているのではない。それは私たちの権利であり、それはどんな犠牲を払ってでも獲得する。私たちの前に広がる道は険しい登り坂であることを知っている。しかし、私たちは正義のために最後まで闘う……」³⁴⁾。

〔脚 注〕

- 1 Elizabeth Landis 著「Apartheid and the Disabilities of Africa」 Centre against Apartheid, Notes and Documents, Special issue 1973年10月刊 p. 2。以下 Landis と略す。
- 2 Hilda W. Bernstein 著「For their Triumphs and for their Tears : Conditions and Resistance of Women in Apartheid South Africa」(London, International Defence and Aid Fund for Southern Africa, 1975 年刊) p.23。1980年 World Conference of the UN Decade for Women report : The Effects of Apartheid on the Status of Women in South Africa and Namibia, A/CONF. 94/7/Rev.1 para 26に引用。
以下 A/CONF. 94/7/Rev. 1 と略す。
- 3 「We Shall Not Move : The Struggle for Crossroads」(Cape Town, National Union of South African Students, 1979 年刊) p. 17。
A/CONF. 94/7/Rev.1 para 28に引用。
- 4 Harold J. Simons 著「African Women : Their Legal Status in South Africa」(London, C. Hurst 1968 年刊) p. 281。Landis p. 12に引用。
- 5 Bernstein 著 前掲 p. 34。A/CONF. 94/7/Rev.1 para 47に引用。
- 6 『Memorandum on the pass laws and influx control』「Sash」 vol. 16. No.8 (1947年2月刊) p. 19。A/CONF. 94/7/Rev.1 para 48に引用。
- 7 「Sixteenth Special Report of the Director-General on the Application of the Declaration concerning the Policy of Apartheid of the Republic of South Africa」(Geneva, ILO 16th Special Report と略す。
- 8 同 p. 52。
- 9 「Survey of Race Relations in South Africa 1979」(Johannesburg, South African Institute of Race Relations, 1980年3月刊) p. 404。
- 10 World Conference of the UN Decade for Women で発表された。Richard E. Lapchick, Stephanie Urdang 共著「The Effects of Apartheid on the Employment of Women in South Africa and a History of the Role of Women in the Trade Unions」(A/CONF. 94/BP/16) pp. 10, 11, 12, 14。以下 A/CONF. 94/BP/16 と略。ここで引用された研究は Jaclyn Cock 著「Maids and Madams : A Study of the Politics of Exploitation」(Ravan Press, P. O. Box 31134 Braamfontein, Republic of South Africa, 1980年刊) に収録。
- 11 A/CONF. 94/BP/16 p. 11。
- 12 ILO 16th Special Report p. 52。
- 13 A/CONF. 94/7/Rev. 1, para. 78。

- 14 「Eleventh Special Report of the Director - General on the Application of the Declaration concerning the Policy of Apartheid of the Republic of South Africa」(Geneva, ILO, 1975年刊) p. 30。 A/CONF. 94/7/Rev. 1. para. 80に引用。
- 15 A/CONF. 94/7/Rev. 1. para 81に引用された Barbara Rogers 著「Divide and Rule : South Africa's Bantustans」(London, International ILO 16th Special Report Table 7, p. 55。
- 16 ILO 16th Special Report Table 7, p. 55。
- 17 A/CONF. 94/7/Rev. 1, para. 91。
- 18 同 para 93。
- 19 同 para 96。
- 20 同 para 99—101, 103。に引用された「Survey of Race Relations in South Africa 1977, 1978 for special security information」
- 21 Dr. Aziza Sedat 著「Health Situation in South Africa Today」(UN Centre against Apartheid, Notes and Documents No. 17/80 1980年5月刊) p. 3。以下 Notes and Documents 17/80と略す。
- 22 同 p. 2。
- 23 A/CONF. 94/7/Rev. 1, para 110。
- 24 Assen Jablensky 著「Racism, Apartheid and Mental Health」(Geneva, WHO 1977年12月刊)
- 25 Freda Troup 著「Forbidden Pastures : Education under Apartheid」。A/CONF. 94/7/Rev. 1. para. 117に引用。
- 26 ILO 16th Special Report p. 53。
- 27 Troup 著 前掲。
- 28 ソエト住民に向けた Mrs. Mandela の1976年6月のスピーチより。Winnie Mandela 著「Profile in Courage and Defiance」(UN Centre Against Apartheid, Notes and Documents No. 1/78, 1978年2月刊)に再録された。
- 29 Albert Luthuli 著「Let my People Go : An Autobiography」(London, Collins 1962年刊)。World Conference of the UN Decade for Women report 「The Role of Women in the Struggle for Liberation in Zimbabwe, Namibia and South Africa」(A/CONF. 94/5, para. 95) に引用された。以下A/CONF. 94/5と略す。
- 30 A/CONF. 94/5 paras. 100—101。

- 31 Winnie Mandela 著「Profile in Courage and Defiance」前掲。
32 A/CONF. 94/5 para. 109。
33 同 para. 110 に引用されている。「South Africa」(New-York 発行) 1977 年3月刊。
34 31の脚注を見よ。

国際連合広報センターでは、アパルトヘイトに反対するための広報用パンフレット数種を所蔵、一般に配布しています。たとえば、小さな48頁のポケットブック「人類への犯罪—南アフリカのアパルトヘイトQ&A」は、アパルトヘイトの悪について、やさしくその基本的事実を説いたものです。勉強会、グループ活動などでの御利用をお勧めします。希望者は、必要部数を書いて端書で国連広報センターにお申込み下さい。

また、英文パンフレットの他、16ミリ映画「アパルトヘイトの国南アフリカ」(日本語、カラー、一時間)を無料で一般に貸出しています。

1985年6月1日

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館22階

〒107 電話(03)475-1611～4

